

# 登米市平筒沼いこの森自然環境保全条例(案)の主な内容について

H20・3・17登米市市民生活部環境課

びょうどうぬま

## 1 平筒沼いこの森とは

### (1) 位置

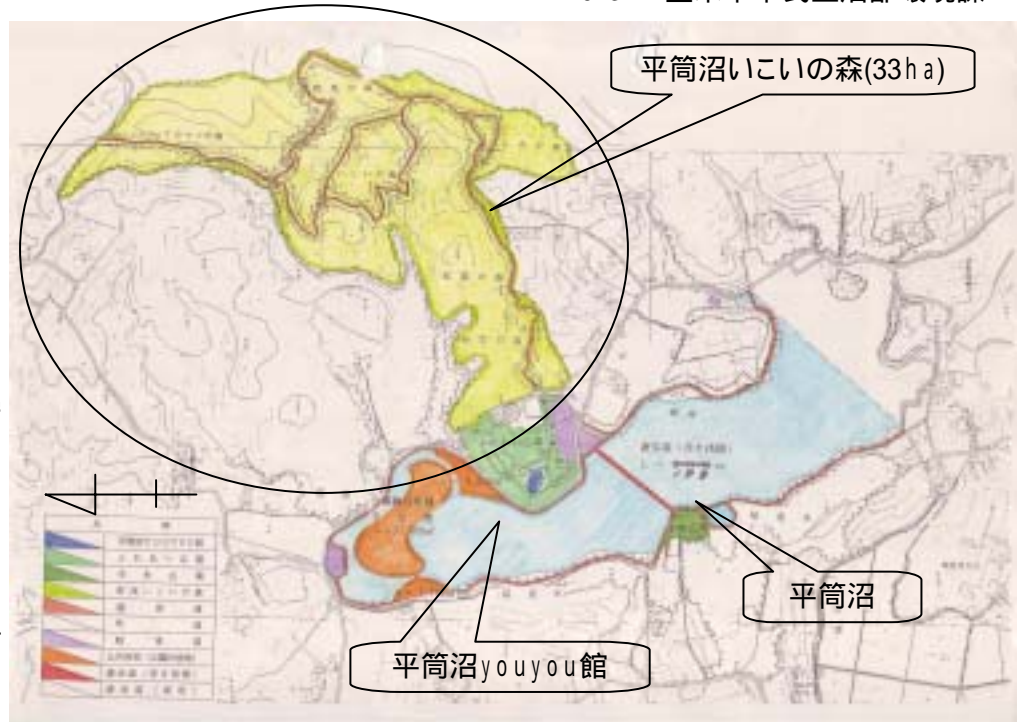
平筒沼いこの森は、登米市米山町字桜岡貝待井にあり、平筒沼の東側、「平筒沼youyou館」の裏手に広がる約33haの市有林である。

### (2) 歴史

藩政時代、現在の米山町一帯は登米伊達氏の知行地であったが、平筒沼の東部に広がる山林には仙台藩直轄領(いわゆる「殿様の山」)が点在しており、これらは明治になって国有林に編入された。

現在の平筒沼いこの森も以前は国有林として林野庁が管理していたが、昭和50年代半ばに伐採計画やゴルフ場開発計画が浮上したため、昭和58年度に当時の米山町が「貴重な森を後世に残そう。」と国有林を買い上げて開発から守り、遊歩道などを整備して町民いこの森として活用してきた。

原生状態に近いアカシデ自然林やモミ林など、この森の自然の豊かさは県内でも有数のものである。かつて県は昭和49年と昭和53年の2度にわたってこの森を含む平筒沼の周辺一帯158ha(国有地115ha、私有地43ha)を県の「自然環境保全条例」に基づく「県自然環境保全地域」に指定する方針を固め、とりわけ現在の平筒沼いこの森(33ha)とその北西部に広がる国有林(42ha)計75haは特に貴重な自然が残されているとして原則禁伐の特別地区とする方向で関係者との調整を行った。しかし、最終的には指定に至らず、現在、保安林指定はあるものの、現在まで自然環境保全のための規制はかけられていない状況にある。



### (3) 自然の概況

この地域は、平筒沼の東部に隣接する丘陵地にあり、標高は20mから70mで起伏に富んだ地形である。丘陵を形成する表層地質は、片理のよく発達した黒色粘板岩から成る古生代ペルム紀の登米層であり(この地域は、2億5千万年前のペルム紀後期には登米海と呼ばれる深い内海の底あり、粘土や泥が堆積していた。それが1億4千万年前の白亜紀後期に地殻変動で褶曲を受けて粘板岩となった。登米層は日本を代表する粘板岩の産地である。)、雄勝のすずり石や登米の玄昌石(天然スレート)などと同じ種類のものである。

本市が平成19年7月から10月にかけて行った「平筒沼いこの森自然環境基礎調査」の結果、この森に自生する維管束植物は98科442種にのぼる。この中には宮城県レッドデータブックによる絶滅危惧 類(本県において絶滅の危機に瀕している種)が2種(カキツバタ、キンラン)、絶滅危惧 類(本県において絶滅の危険が増大している種)が3種(ギンラン、ササバギンラン、シロテンマ)、準絶滅危惧種が2種(オニシバリ、リンドウ)、要注目種が2種(センウズモドキ、ヤハズエンドウ)含まれているほか、この地域が分布の北限となる種も新たに確認されている。

この地域の植生としては、アカシデ林が広く分布しているほか、小面積ながらモミ林、イヌブナ林が分布している。アカシデ林の主林木であるアカシデに萌芽株は全く認められず、すべて一本立ちの単立状で成立しているため、まさに手つかずの原生状態に近い植生であると言える。このアカシデ林は土壌の極相林であると考えられており、アカシデがほぼ純林の状態、しかもこれだけまとまった状態で存在するのは県内でここだけであり、極めて貴重な存在である。林床には、ジャノヒゲ、チゴユリ、シュラン、ミヤマナルコユリなどの草本やコナラ、タカノツメ、コブシなどの幼木が出現するほか、まれに腐生植物のヒメノヤガラ、ムヨウラン(無葉蘭)などの希産種も見つかっている。

また、この地域の中で、カタクリやニリンソウなど早春植物の大群落も見られ、新緑や紅葉も見応えがある。時々オオタカの飛翔が見られるほか、四季を通じて様々な野鳥のさえずりが聞かれ、散策や自然学習には最適な場所となっている。

## 2 条例(案)の主な内容

### (1) 条例制定の趣旨

平成18年度に「登米市環境基本条例」を制定し、平成19年度中に「登米市環境基本計画」づくりを行っている本市では、市内の自然環境の実態を把握して環境基本計画づくりに活かそうと、平成18年10月から平成19年10月まで市内全域を対象にした「登米市自然環境基礎調査」を実施したところである。この調査では、平筒沼いこの森には本県丘陵地帯の潜在的森林植生といわれるモミ林やイヌブナ林が森の一部に今なお残されていることが判明したほか、この地域の表層近くは登米層というたいへん固い岩盤で広く覆われているため、表面の土壌が薄くて栄養状態に乏しく、乾燥や貧栄養に強いアカシデ林が自然の状態でも広く分布していることが明らかになった。

市では、この森の自然をより詳しく調べようと、平成19年7月から10月にかけて「平筒沼いこの森自然環境基礎調査」を実施。その結果、この森のアカシデ林はこれまでほとんど人の手が加わられていない原生状態に近いものであることが確認され、県内でも類いまれな、学術的にもたいへん貴重な存在であることが明らかにされた。

これは、表層を覆う地質の影響など、自然界の微妙な仕組みによって成立したアカシデ林が、たまたまこの地域が藩政時代には仙台藩直轄の「殿様の山」、明治以降は新政府による「官林」となったため、山の木を薪や炭などに利用することが一般的であった時代でも伐採を逃れ、森全体が大木のままと手つかずの状態でも現在に残されたという、自然と歴史の偶然の重なりによるものである。その後、伐採計画やゴルフ場開発計画などが浮上した際、昭和58年度に当時の米山町が7,200万円をかけて国から森を買い上げて守り抜くという大英断を行い、今では我々登米市民共通の財産として今日に至っていることも忘れてはならない。

本市は、こうした自然の造形、歴史的な経緯、先人の努力を永く後世に伝えるため、市の独自条例によりこの森を「平筒沼いこの森登米市自然環境保全地域」に指定し、その適正な保全と利用を図っていく方針を固めたものである。

### (2) 全体構成と主な特色

市では、平筒沼いこの森の適正な保全と利用を図るため、パブリック・コメントを経て6月に開会する定例市議会に「登米市平筒沼いこの森自然環境保全条例」(案)を提案する予定。この条例は、平筒沼いこの森の貴重な自然環境を適正に保全し、もって、恵み豊かな環境の恵沢を次の世代に継承することを目的とした自然環境保全のための規制条例であり、平筒沼いこの森の中において自然の状態を改変させるような行為を規制し、これに違反した者に対する罰則(最高刑は懲役6か月)を盛り込む方針である。

条文は全部で11条から成り、県の自然環境保全条例に基づいて指定される県自然環境保全地域特別地区とほぼ同様の、一部にはそれ以上に厳しい規制を設けて、この地域の貴重な自然を確実に維持していけるよう法制上の措置を講じる予定である。

この中には、地域内でのごみのポイ捨て禁止と指定喫煙所以外の場所での喫煙禁止、さらにはこれらの違反者に対する罰則(1,000円の過料)を導入するなど、大都市圏では今や普通に見られるようになった罰則付きの環境美化条項も県内の自治体では初めて盛り込んでいく方針。こうした条項は地域の環境美化に効果があるだけでなく、原生状態に近い貴重な自然を有するこの地域においては害虫発生による生態系の攪乱防止や山火事発生などの未然防止などにも効果を発揮するだろうと考えており、特に、自然環境の保全を目的とした条例に歩行喫煙などの原則禁止を罰則付きで盛り込むのは全国でも初めての試みとなる。

今後、条例案が可決成立すれば、その運用状況などを全国に発信し、自然保護行政発展の一助に供していきたい。

### (3) 「(仮称)登米市平筒沼いこの森自然環境保全条例」の条文の要旨

- 第1条** 目的。平筒沼いこの森の貴重な自然環境を適正に保全し、もって、恵み豊かな環境の恵沢を次の世代に継承する旨を規定。
- 第2条** 平筒沼いこの森登米市自然環境保全地域の指定。(地番での指定)
- 第3条** 市長の保全計画策定義務、保全計画の内容等を規定。
- 第4条** 市民との協働の理念を踏襲し、保全事業の基本的な考え方を規定。
- 第5条** 保全地域での行為の規制を規定。非常災害時の応急措置や保全事業、法令による行為等は除外。  
<許可事項>(罰則:10万円以下の罰金)  
建築物・工作物の設置、土地の形質変更、鉱物掘採・土石採取、水面の埋め立て・干拓、水路・池沼・湿原等の水位・水量の増減、木竹の伐採、車の使用、動物の捕獲・殺傷、植物の採取・損傷、放動物、植物の植栽・播種、喫煙以外の火気使用  
<一切禁止事項>(罰則:1,000円の過料 即時徴収も可能に)  
廃棄物の投棄・放置、指定喫煙所以外の場所での喫煙
- 第6条** 許可申請の方法等を規定。
- 第7条** 中止命令、原状回復命令等を規定。(命令違反に対する罰則:6月以下の懲役又は15万円以下の罰金)

- 第8条** 許可を受けた者に対する状況報告等の徴収を規定。(不作為や虚偽報告に対する罰則:5万円以下の罰金)
- 第9条** 条例の施行に関する細部を規則に委任する旨を規定。
- 第10条** 第5条、第7条、第8条に違反した場合の罰則を規定。罰することが目的ではなく、貴重な動植物の捕獲や採取などを思いとどまらせる抑止効果を主目的としており、また、法体系上、市の独自条例に基づく自然環境保全地域は、県が県自然環境保全地域として指定するほどではない地域を指定するものであることなどを考慮して、量刑は宮城県の自然環境保全条例に定める同種の違反行為に対する量刑の原則として2分の1とすることを基準にし、また、特に重大な違反行為を除いて懲役刑をなるべくはずすことにした。懲役刑は第7条の中止命令等違反のみ。  
また、ごみポイ捨てや指定喫煙所以外の場所での喫煙に対しては、刑罰ではなく行政処分で市が直接徴収できる過料を導入。ただし金銭の徴収が主目的ではないので、額は1,000円と全国でも少なめにし、未成年者等は金銭徴収よりも本人や保護者に対する教育や指導を優先すべきと考え、対象から除外した。
- 第11条** 従業員等の条例違反に対する従業員、法人等への両罰を規定。